

確認じゃ！2つの給付金。

平成26年4月に実施した
消費税率引上げに伴う
所得の少ない方への影響を緩和します。

平成28年度 臨時福祉給付金

1人につき3千円

支給対象者

平成28年度分の住民税が非課税の方
(課税者の被扶養者や生活保護の受給者等を除きます)

「高齢者向け給付金」の支給対象者も受給できます。

一億総活躍社会の実現に向け、
賃金引上げの恩恵が及びにくい
所得の少ない年金受給者の方を支援します。

障害・遺族年金 受給者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の
支給対象者のうち、障害基礎年金や
遺族基礎年金等を受給している方
(高齢者向け給付金の受給者を除きます)

● 両方の支給対象者に該当する方は、
● 2つの給付金を受給できます。
● 給付金を受け取るためには、
● 申請が必要です。

お問い合わせ先

申請方法に関するお問い合わせ

由布市役所 福祉課 福祉係

☎097-582-1111 (内線2146)

厚生労働省給付金専用ダイヤル：

オー！ み な い い きゅう ぶ

0570-037-192

9時～18時 (平日のみ。ただし、
9月17日～12月18日は土日祝も開設)

■IP電話からおかけの場合：03-6627-1290 06-7731-2370 ■FAXでお問い合わせの場合：06-6645-6278



カクニンジャ

検索



「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」を装う
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

申請方法

対象者と思われる方につきましては、あらかじめ平成28年度臨時福祉給付金・障害・遺族年金受給者向け給付金申請書に印字のうえ発送しておりますが、事実と異なる場合には追記・修正・削除をお願いいたします。
給付金申請書に押印、必要書類の添付が終わったら、申請期間内に由布市へ郵送するか申請窓口へ直接提出してください。

申請窓口:由布市役所 本庁舎福祉課 福祉係
湯布院・挾間庁舎地域振興課 福祉係

- 申請期間:平成28年9月26日(月)から平成29年1月6日(金)まで (土・日・祝日および12月29日から1月3日を除く)
- 受付時間:8時30分から17時まで
- 必要書類(申請書については裏面もご確認ください)

種類	備考
1.本人確認書類 ※注1	運転免許証・保険証等身分証明書の写し
2.振込先金融機関口座確認書類 ※昨年度の臨時福祉給付金を受給され、昨年と同じ口座を利用する場合は必要ありません	受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し
3.申請者の扶養者が他市町村に居住している方のみ	扶養者の非課税証明書
4.障害・遺族基礎年金の受給確認書類 ※年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)を申請される方のみ	年金証書・年金額改定通知書の写し等 (受給者向け欄にあらかじめ○がついている方は不要です)

※注1 代理人申請の場合
代理人(窓口に来た方)の本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。

- 支給期間:申請受付後2ヶ月から2ヶ月半程度を見込んでいます。

支給対象者診断チャート「平成28年度臨時福祉給付金」「障害・遺族年金受給者向け給付金」

スタート

